

生活保護「破壊」⑤

大阪市異常な行政の実態

「無駄を省く」というところに生活保護行政が位置付けられてしまうと、生活保護の件数減らしを競い合うということになります。ケースワーカーの経験を持つ大阪府役所労組の中山直和副委員長は、こう指摘します。

排除を強める

橋下徹市長のもとで、大阪府では昨年、全国の政令市で唯一、生活保護世帯が減少しました。高齢世帯が増え、15歳から64歳までの稼働年齢世帯が減少しました。全国に先駆けた抑制策で稼働年齢層の生活保護からの排除が強まっています。

橋下市長は、保護費の削減を目的として、稼働年齢層を生活保護から排除し、医療費・介護費の自己負担制の導入

などを求める「生活保護制度の抜本的改革にかかる提案」を厚生労働相に提出(12年7月)しました。

国に制度改悪を迫る一方で、改悪を待たずに独自の「大阪府方式」――①働ける15歳64歳の生活保護からの排除の強化②扶養義務の強化③介護費の一部自己負担強要④過度な不正受給対策などで保護申請を断念させ、却下しています。

中山氏は「成果主義で、職員には成果が求められ、保護費を減らすことを最優先にするという流れがどんどん強まっていくことになるでしょう」と警鐘を鳴らします。

生活保護は、憲法25条が保障する生存権を具体化し、「要件を満たす限り：無差別平等に受けることができる」

「違反なら憲法を変える」

(生活保護法2条) 国民の権利です。

ところが、人口に占める日本の保護受給率は1・6%(11年)、ドイツの9・7%(08年)、やイギリスの9・7%(08年)など諸外国と比べても低く、膨大な貧困層が放置されています。

運動で退場へ

貧困層をなくすのではなく、ひたすら生活保護費の抑制に走っているのが橋下市政

です。橋下市長は「生活保護をもらう代わりに働くことを義務化しなければならない」と公言。奴隷的拘束や苦役からの自由をうたう憲法18条に「違反であれば、憲法を変えるか、解釈を変えればいい」(6月15日、街頭タウンミーティング)と言ってはばかりません。

「大阪は全国でも貧困が進んでいる地域です。自治体として安心して生活できる賃金の確保と社会保障の充実が重要なのに、橋下市政ではそういう政策が欠落している」と指摘するのは全大阪生活と健康を守る会連合会の大口耕吉郎会長。大阪府で行われている「適正化」がひどい人権侵害で保護率を減少させていると告発します。「大本には、憲法違反を承知で生活保護・社会保障を敵視する橋下・維新の会の政策がある。西成、浪速両区の生活保護の面接ブースに監視カメラを設置するなど、生活保護世帯を犯罪者扱いする橋下・維新政治を、運動で退場させたい」(おわり)



「就労・自立を強く求める 厚労省の方針を伝えた記事を張り出す浪速区の掲示板」